

遠野ユネスコ協会会則

(名称)

第1条 この会は、遠野ユネスコ協会（以下「協会」という。）と称し、事務所を遠野市民センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、ユネスコ活動の振興に寄与する事業を通じ、市民に国際理解の普及を図り、もって平和な郷土建設に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ユネスコ活動理解普及のための学習等の開催及び関係団体・個人との連携強調。
- (2) ユネスコ活動に関する資料の収集及び提供。
- (3) その他目的達成するための必要な事業。

(組織)

第4条 本会は、地域に居住するユネスコ活動に賛同する個人・団体及び特別会員（賛助会員）をもって構成する。

- 2 入会を希望する者は入会届を、また、退会を希望する会員は退会届をそれぞれ提出しなければならない。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 3名

2 会長は、本会を代表し、会務を統理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

5 監事は、業務及び会計を監査する。

(役員を選出及び任期)

第6条 会長・副会長・理事・監事は、総会において選出する。

2 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

3 補欠に選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(総会)

第8条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、会長が必要あると認めるときは、臨時に開催することができる。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会議)

第9条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算の議決及び決算の承認に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) 役員を選任に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、とくに重要と認められるとき。

(理事会)

第10条 理事会は、会長・副会長及び理事を持って構成する。

- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 第8条第2項の規程は、理事会の会議においても準用し、次の各号に掲げる事項を審議決定する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (3) その他、本会の運営上会長が必要と認める事項に関すること。

(専門部会)

第11条 本会の事業を効果的、かつ円滑に推進するため、必要に応じて事業の専門部を置くことができる。

(会計)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費・負担金・補助金・その他をもって充てる。

- 2 会費及び負担金の額については、総会において決定する。ただし、緊急やむを得ない場合は理事会において決定する。

(事務局及び職員)

第 14 条 本会に事務を処理するため、事務局を設け、次の職員を置く。

(1) 事務局長 1 名

(2) 事務局員 若干名

2 事務局長は、理事の中から会長が推薦し、総会の承認を得て決める。

3 事務局員は、事務局長が任命する。

(その他)

第 15 条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

本会則は、昭和 45 年 7 月 10 日から施行する。

昭和 49 年 6 月 22 日改正

昭和 51 年 6 月 12 日改正

昭和 52 年 5 月 28 日改正

昭和 61 年 5 月 24 日改正

平成 14 年 5 月 24 日改正

令和 4 年 5 月 14 日改正